

中学校・音楽

「現行学習指導要領により指導する場合」と、「全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合」がある。いずれの場合においても新学習指導要領第1章の規定（総則本誌P30～32参照）を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合

1 指導計画作成上の配慮事項（解説P90～96参照）

- (1) 新設された主な配慮事項は次の4点である。
 - ア 生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。
 - イ 指導については、各事項を適切に関連させること。
 - ウ 指導については、必要に応じて〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。
 - エ 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (2) 引き続き配慮する主な事項は次の3点である。
 - ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、それぞれ特定の活動のみに偏らないこと。
 - イ 〔共通事項〕は、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるようにすること。
 - ウ 道徳科などとの関連を考慮しながら、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 内容の取扱いと指導上の配慮事項（解説P97～117参照）

- (1) 新設、もしくは現行のものが一部変更された主な配慮事項は次の5点である。
 - ア 音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図る指導
 - ・ 音楽科の特質に応じた言語活動の適切な位置付けを図ること。
 - イ 生活や社会の中の音や音楽、音楽文化との関わり
 - ・ 生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど、音楽文化等に主体的に関われるよう配慮すること。
 - ウ 我が国の伝統的な歌唱、和楽器の取り扱いについて
 - ・ その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるようにすること。
 - エ 生徒一人一人が主体的に創意工夫できる指導方法の工夫
 - ・ 合わせて歌ったり演奏したりする表現形態では、他者と共に音楽表現をつくる過程を大切に、生徒一人一人が主体的に創意工夫できるように指導の工夫をすること。
 - オ 我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導について
 - ・ 言葉と音楽の関係、姿勢や身体の使い方についても配慮すると共に、適宜、口唱くちしょう歌を用いること。
- (2) 引き続き配慮する主な事項は次の4点である。
 - ア 共通教材の扱いについて
 - イ 知的財産権について
 - ウ 変声期の生徒に対する指導について
 - エ 〔共通事項〕の指導と取り扱いについて